

3. 生活排水処理基本計画

3-1 生活排水処理の現状

本市の生活排水処理事業の現状を表4に示します。

表4 生活排水処理事業の現状



項目	現状
1. 生活排水処理率	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度の生活排水を適切に処理できている割合は53.2%。 ただし、近年の公共用水域における水質調査結果では、いずれの項目も環境基準を達成しており、生活排水処理状況は良好。
2. 集合処理区域	<ul style="list-style-type: none"> 集合処理施設への接続率の平均は60%程度。 集合処理施設の稼働から20年以上が経過し、施設が老朽化。
3. 個別処理区域	<ul style="list-style-type: none"> 合併処理浄化槽により適切に生活排水を処理できている割合は50%程度。
4. 生活排水処理 対策の啓発	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽法第11条に基づく法定検査の受検率は、令和6年度において50%。
5. し尿等の処理	<ul style="list-style-type: none"> し尿処理施設が計画処理能力の90%以上で稼働。

3-2 計画の基本理念

生活排水処理基本計画の基本理念

生活排水処理施設の整備促進、適正な維持管理の実施に向け、引き続き市民への啓発に努め、市民の協力を得ながら各家庭からの発生源対策を充実させていきます。

3-3 計画の目標

引き続き、集合処理区域における接続率向上、浄化槽処理区域における合併処理浄化槽への転換を啓発し、次のとおり生活排水処理施設整備率を向上させることを目標とします。

生活排水処理施設整備率

令和12年度：63.8% 令和17年度：69.6% 令和22年度：76.6%

3-4 今後の取組方針

近年、英虞湾の水質は環境基準の超過が見られず、良好な状態であると言えます。この状態を維持するとともに、排水路の悪臭等の身近な生活環境を改善していくため、「下水道への接続」、「合併処理浄化槽への転換」、「合併処理浄化槽の適正な維持管理」の3つの取組について市民に周知を図るものとします。

志摩市一般廃棄物処理基本計画

【概要版】

1. 計画策定の基本的考え方

計画策定の目的

本市の廃棄物分野の現状や課題、これまでの施策の進捗状況、目標の達成状況等を再確認し、持続可能な循環型社会・脱炭素社会の実現に向けて、一般廃棄物の適正処理および循環的利用を進めることを目的とします。

計画期間および目標年度

計画期間：令和8年度～令和22年度

(最終目標年度：令和22年度、中間目標年度：令和12年度・令和17年度)



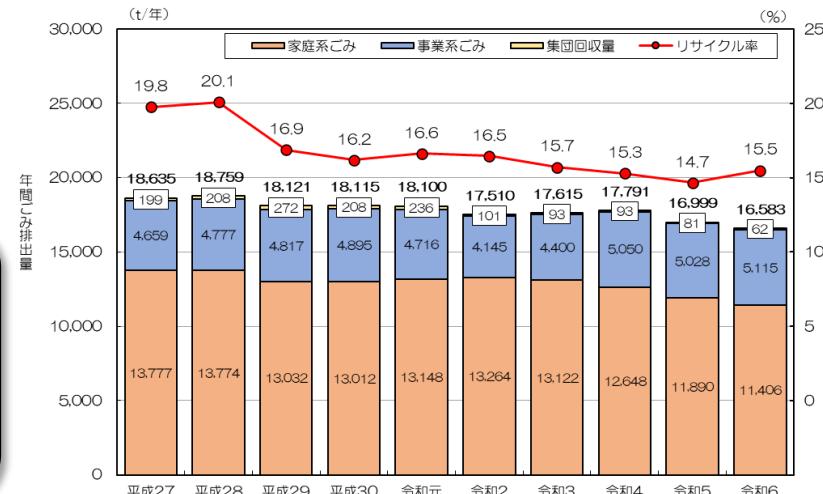
2. ごみ処理基本計画

2-1 ごみ処理の実績と評価

○ごみの排出量

直近10年間におけるごみ排出量には、下記の特徴がみられます。

- 総排出量は年々減少。
- 家庭系ごみは減少傾向。
- 事業系ごみは微増傾向。
- リサイクル率は減少傾向。
(令和6年度は15.5%)



○ごみ処理の評価

本市と人口・産業構造等が類似した全国の市町村との比較により、本市のごみ処理の特徴は表1のとおりとなりました。

表1 志摩市のごみ処理実績 (R5) の評価結果

(類似市町村数：208市町村)

評価項目	単位	志摩市	類似市町村 平均	評価
1人1日あたり総排出量	g/人・日	1,083.3	914.5	×
廃棄物からのリサイクル率	%	14.7	16.8	×
廃棄物のうち最終処分される割合	%	1.1	10.5	○
1人あたり年間処理経費	千円/人・年	19.7	18.0	×
最終処分減量に要する費用	千円/t	48.8	61.1	○

※ 評価：本市と類似市町村平均を比べたときの評価。

○は類似市町村平均よりも優れていること、×は類似市町村平均よりも劣っていることを意味します。

2-2 ごみ処理事業の現状

本市のごみ処理事業の現状を表2に示します。

表2 ごみ処理事業の現状

項目	現状
1. 排出	● 全国の類似市町村と比べ、 本市の1人1日あたりの排出量が多い。 ● 可燃ごみ、不燃ごみの排出量は、 前計画目標を達成できていない。
2. 再資源化	● 全国の類似市町村と比べ、 本市のリサイクル率は低い。 ● リサイクル率の 前計画目標を達成できていない。
3. 収集・運搬	● 収集運搬体制の効率化。
4. 中間処理	● 全国の類似市町村と比べ、 本市の1人あたりの年間処理経費は高い。 ● 処理施設への不適物の混入。
5. 最終処分	● 大王一般廃棄物最終処分場の維持管理。 ● 既に埋立てを終了した浜島、志摩、阿児、磯部一般廃棄物最終処分場の閉鎖。

2-3 計画の基本理念

ごみ処理基本計画の基本理念

ごみの発生・排出抑制、適正処理の推進を図るとともに、環境の保全と安全・安心の確保に努め、また、廃棄物を資源やエネルギーとして活用することで、脱炭素社会や自然共生社会へつながる循環型社会の構築をめざします。

2-4 計画の目標

廃棄物処理法に基づく国の目標値を踏まえ、本計画の目標値は次のとおりとします。

- 目標1**：1人1日あたりの総排出量を、令和6年度実績と比較して**9%削減**します。
- 目標2**：資源を除く1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を、
令和6年度実績と比較して**100g/人・日削減**します。
- 目標3**：リサイクル率を**21.5%以上**とします。



表3 計画目標値

項目	単位	令和6年度 (基準年度)	令和22年度 (目標年度)	削減率
1人1日あたり総排出量	g/人・日	1,085	988	-9%
1人1日あたり家庭ごみ排出量 (資源除く)	g/人・日	634	534	-15.8%
リサイクル率	%	15.5	21.5	-

2-5 基本方針と主な取組

基本方針 (1) ごみの発生・排出抑制の推進

○環境教育、普及啓発の充実 (市の役割)

市民、事業者に対してごみの減量化・再生利用、さらにはごみの適切な出し方に関する啓発を徹底するとともに、啓発が効果的なものとなるよう関係団体とも協力していきます。



○4Rの推進 (市民の役割)

4R (リデュース、リフューズ、リユース、リサイクル) は、ごみの排出量を削減する上で必要不可欠な取組とされています。マイバッグ、再利用可能容器、再生日用品、不用品回収、レンタル・リースサービス等の活用を意識していきます。

○排出削減の推進 (事業者の役割)

ごみ排出事業者においては原材料の選択や製造工程の工夫等により、製造事業者においては有効期間ができるだけ長くなるような製品開発等により、流通業者・販売業者においては過剰包装の自粛や食品ロスの防止等により、排出削減に努めます。

基本方針 (2) 資源分別排出およびリサイクルの推進

○資源分別排出の促進 (市民の役割)

容器包装廃棄物をはじめ、新聞、雑誌、布類等の資源化物については、家庭内で分別し、本市が行う資源回収や集団回収を行っている非営利団体および資源回収業者へ出すようにします。

本市が実施するごみの分別収集や拠点回収に協力し、分別区分ごとの正しいごみの排出を行います。特に、次の4点については意識して実施していきます。



1. スプレー缶は中身を使い切り、穴をあけて排出する。
2. リチウムイオン電池等は分別して排出する。
3. 炭酸ガスボンベはメーカーへ返却する。
4. 漁網は産業廃棄物として適正に排出する。

基本方針 (3) 適正な収集・運搬体制の構築



○収集・運搬体制の整備 (市の役割)

効率的かつ安定的な収集・運搬が行えるよう、直営と委託業者による収集の両方を継続します。そして、ごみ排出量の状況を見ながら、適切な収集・運搬の体制を検討していきます。

基本方針 (4) 環境に配慮した適正処理の推進



○中間処理 (市の役割)

やまだエコセンター（中間処理施設）に搬入されたごみを適正に処理し、環境の保全に貢献します。施設への受入基準の遵守を徹底し、焼却量の削減による温室効果ガスの削減を図ります。

○最終処分 (市の役割)

大王一般廃棄物最終処分場については、埋立物の減量化と搬入管理を徹底し、適正な維持管理を行い、施設の延命化を図ります。